

厚木市立老人憩の家条例の一部改正に係る意見交換会

次 第

日 時 令和8年2月19日（木）

午後7時から

場 所 厚木市役所第2庁舎

16階会議室

1 開 会

2 案 件

（1）厚木市立老人憩の家条例の一部改正について

（2）質疑応答

3 閉 会

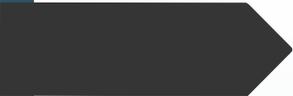
担当 福祉総合支援課 電話 046-225-2220

厚木市立老人憩の家条例の一部改正に係る

意見交換会

令和8年2月19日（木）

厚木市 市民福祉部 福祉総合支援課



厚木市立老人憩の家条例の一部改正について

- 1 趣旨
- 2 主な改正点について
- 3 改正（施設名称変更）の考え方について
- 4 条例の一部改正の箇所について
- 5 今後のスケジュール

1 趣旨

本市の老人憩の家は、従来、60歳以上の高齢者の方が利用する施設として設置してきましたが、平成20年に条例を改正し、高齢者だけでなく、誰でも利用できる施設となりました。

しかしながら、施設の名称については、従来の「老人憩の家」のまま、今日まで運営がされています。

そこで、今般、施設の名称を実際の利用対象者と一致させ、年齢を問わず誰もが利用できる施設であることを明確にするため、老人憩の家条例における名称等を改正するものです。



2 主な改正点について

- (1) これまでの施設名称である「老人憩の家」を「いこいの家」に改正します。
- (2) 施設の利用対象者を明確にするため、設置目的の一部を改正します。

3 改正（施設名称変更）の考え方について

施設の名称を実際の利用対象者と一致させることにより、誰でも利用できる施設であるということを明確にします。

また、これまで長年にわたり親しまれてきた「老人憩の家」という名称を継承し、名称変更による混乱等を最小限に留めることも考慮し、新たな名称を「いこいの家」とするものです。

年齢を問わず誰もが利用できる開かれた施設としての認知を広げ、様々な世代による相互交流を促進します。

4 条例の一部改正の箇所について

項目	改正前	改正後
条例の名称	厚木市立老人憩の家条例	厚木市立いこいの家条例
設置目的について	<ul style="list-style-type: none">・老人の教養の向上と心身の健康増進を図るほか、地域住民の相互交流を促進する。	<ul style="list-style-type: none">・地域住民の教養の向上と心身の健康増進を図るとともに、相互交流を促進する。
施設の名称について	老人憩の家	いこいの家

5 今後のスケジュール

条例改正に向け、次のとおり市民参加手続等を実施します。

令和8年2月19日	意見交換会
5月	パブリックコメント
9月	9月定例会議に提案予定
令和9年4月1日	改正条例の施行